

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク 理事長 山口 益弘

第5回通常総会のご案内

第5回通常総会を下記の通り開催いたします。

日 時 : 2020年5月9日(土) 午後1時30分～午後2時00分

会 場 : 特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク事務所

(宇都宮市中今泉2丁目7番19号 電話 028-678-8000)

議 案 : 第1号議案 2019年度事業報告・決算報告

及び監査報告

第2号議案 調査実施者からの報告

第3号議案 2020年度事業計画及び予算承認の件

第4号議案 役員改選の件

総会では、昨年度の活動を振り返り、2020年度の活動計画を決定します。但、現在コロナウイルスの感染が拡大していることを受けて全国に緊急事態宣言が出され、栃木県知事からも外出自粛要請がされています。ご欠席される会員様におかれましては、同封しました葉書の出欠表、委任状にご記入いただき、返信くださいますよう、お願い申し上げます。

* 葉書（出欠表、委任状）は、正会員の皆さまにお届けしております。お手数ではございますが5月7日までにご出欠の有無をご連絡ください。よろしくお願い致します。

栃木県内消費生活センター訪問

真岡市・芳賀地区・上三川町・下野市

検討委員 弁護士 鹿村 庸平

とちぎ消費者リンクが適格消費者団体の認定を受けたことに伴い、令和2年2月3日、服部有事務局長と私とで真岡市、芳賀地区（益子町）、上三川町、下野市の各消費生活センターを訪問してきました。

まず、真岡市消費生活センターでは、菱沼相談員・菅野真代相談員・篠崎副主幹とお話しさせていただきました。服部事務局長から適格消費者団体創設の経緯及びとちぎ消費者リンクの適格消費者団体認定の経緯等について説明し、美容医療広告チラシの改善の申し入れやインターネットによるサプリメントの販売に係る会員利用規約の改善の申し入れといったこれまでの活動実績について説明していただきました。また、定期的に学習会等を開催しスキルアップを図っていること、定期的に連絡協議会を開催して他団体と情報交換共有を行っていることについても説明していただきました。皆様熱心に聞いていただき、両相談人からは、特に真岡市消費生活センターでは光回線の契約や化粧品・サプリメント等の定期購入契約トラブルの相談が多数あること、定期購入契約については未成年がSNSから申し込みトラブルになることが多い等とご説明があり、今後とちぎ消費者リンクと連携を図っていききたいとのことでした。

その後、芳賀地区（益子町）消費生活センターでは水沼相談員と、上三川町消費生活センターでは菅野和枝相談員・小川副主幹・宇都木様と、下野市消費生活センターでは小野主幹とそれぞれお話しさせていただきました。真岡市同様、服部事務局長から適格消費者団体創設の経緯及びとちぎ消費者リンクの適格消費者団体認定の経緯等について説明し、これまでの活動実績について説明していただきました。また、学習会等の開催や定期的に連絡協議会の開催についても説明していただきました。皆様それぞれ熱心に聞いていただき、特に芳賀地区消費生活センターでは真岡市同様定期購入契約に関するトラブルが多数あること、上三川町消費生活センターでも各種消費者トラブルが多数あることから、とちぎ消費者リンクへの相談の流れについて改めて質問があり、約款や対応に少しでも疑問があればとちぎ消費者リンクへ情報提供するようにし、連携を図っていききたいとのことでした。

年明けのお忙しい中、各消費生活センターの方々には快くご対応いただき、誠にありがとうございました。

栃木県内消費生活センター訪問

さくら市、矢板市

事務局長 服部 有

11月1日、さくら市消費生活センター、矢板市消費生活センターに訪問しました。

とちぎ消費者リンクは、学習塾の短期講習について「申込をしたら、申し込んだ日であっても、受講料が全く返ってこない」という条項が不当であるとして、申し入れたことがあります。僕は、この申し入れは、特に社会貢献が大きいと気にしています。

中学3年生がいる家庭を想像してください。子どもは、この短期講習を申し込んだ後、親に「やっぱり別の塾の短期講習を受けたい。」と言い出したとします。親は、「受講料は全部返ってこないんだから、金を捨てることになる。あんたが行きたいと言ったから申し込んだのに、何事だ。」と言ってしまいかもしれません。子どもは、「絶対に行きたくない。勉強する気も起きない。」と言い返し、親は、「こっちは汗水たらして働いているのに、ふざけるな。行け。」と言い返し、不当条項が親子関係をギクシャクさせます。

しかし、受講料が返ってくるのであれば、「やっぱり別の塾の短期講習を受けたい。」と言われた親は、「解約して、別の塾に申し込もう。」と言うことができるでしょう。不当条項をなくすことは家庭内のトラブルを防ぐことになるのです。ほとんどの消費生活センターで、この話をしている、さくら市や矢板市消費生活センターでもさせていただきました鹿村先生は、何度も消費生活センターの訪問を同行し、この話をあちこちで聞かされています。

検討委員会申し入れ活動

株式会社栃木ユナイテッド（スポーツサポーターズクラブ） スポーツチームのファンクラブ（会） 規約

検討委員 弁護士 阿久津正巳

	問題となった規約の内容	申し入れたこと	申し入れの根拠	結果
1	事業者が、会員の了承を得ることなく、規約を変更できるという規定。	「削除」か「合理的必要性がある場合に、合理的かつ相当な限度でのみ変更できる」ようにすること	事業者に一方的な規約の変更権を与えるものであり、消費者契約法上、無効となりえます。	規約の変更は、合理的必要性がある場合に、合理的かつ相当な範囲で行い、会員が著しく不利益を被る変更はできず、規約変更から3か月間は不服申立ができること改められました。
2	<ul style="list-style-type: none"> 支払済みの年会費について、理由を問わず返還しないとの規定 事業者がファンクラブを終わらせてもすでに払われた年会費の払い戻し義務を負わないという規定 	会員期間中の退会や会自体終了した場合、事業者の損害（合理的な算出根拠に基づき算出された平均値）以外は返還すること	解除に伴う、事業者の損害を補う金銭の支払いは適法ですが、違約罰的な高額な違約金に該当する場合は、消費者契約法上、無効となりえます。	削除されました
3	<ul style="list-style-type: none"> 会及びサービスの利用により発生した（例えばファンクラブイベント時に起きた）会員の損害 事業者以外の第三者（ファンクラブイベント時のイベント受託会社など）が、会に関連して提供するサービス等の利用に関連して会員が受けた損害 事業者がファンクラブを終了させた場合に、会員が被った損害等について、事業者が一切の責任を負わないという規定。 	「規定の削除」か「各規定に「当社に故意又は過失がない場合には、」と加筆」すること	会員が損害を受けた場合の損害賠償請求権を排除または制限して、受けた損害回復をできなくするもので、消費者契約法上、無効となりえます。	「当社に故意又は過失がない場合には」と加筆され、民法と同様に事業者の責任がある場合には損害賠償義務を負う内容に改められました。

（改定の確認）申し入れに沿うよう、各規定が削除および変更されたことが確認できたため、申し入れは終了としました。

Coconut Crusher

啓発セミナー等を営む事業者（利用規約）への申入れ

検討委員 弁護士 阿部健一

	問題となった条項	申入れたこと	申入れの根拠	結果
1	申込者は、当社が契約違反をしたときだけ、本契約を解除できるという規定。	無条件で、中途解約ができるようにすること	申込者が途中で解約することをできなくするもので、消費者契約法上、無効となりえます。	「解約を希望する1ヶ月前の申し入れののち、本契約を解除することができる」と改められました。
2	申込者は、当社の責任に基づいてセミナーが終了した場合を除き、参加費の返金を求めることができないという規定。	解約時期に応じた事業者の損害（合理的な算出根拠に基づき算出された平均値）以外は返還すること	契約解除の時期を考慮することなく参加費が返金されないということは、申込者は受講をしなかったとしても受講料全額を支払うこととなり、消費者契約法上、プログラムの残期間に応じた平均的損害を超える部分については参加費を返金すべきと考えられます。	削除されました。
3	当社は、申込者に損害が生じても、損害賠償その他、一切の責任を負わないという規定。	削除すること	申込者が損害を受けた場合の損害賠償請求権を排除または制限して、受けた損害回復をできなくするもので、消費者契約法上、無効となりえます。	削除されました。

(改定の確認) 契約解除については「解約を希望する1ヶ月前の申し入れののち、本契約を解除することができる」とされ、さらに、その他変更や削除を求めた規約も削除された新しい利用規約が届いたため、申入れは終了しました。

事務局より 2020年度(2020.4.1~2021.3.31) 会費納入のお願い

とちぎ消費者リンクの活動と運営は、会員の皆様に会費によって支えられています。会費は年度初めに納入をお願いしております。同封の振込用紙にてお振込みをお願い致します。ただし、誠に恐れ入りますが、振込手数料は会員様にご負担いただきますようお願い致します。

個人正会員	1口	3000円	団体正会員	1口	10000円
個人賛助会員	1口	1000円	団体賛助会員	1口	5000円

加入お申込み・お問い合わせ

適格消費者団体 特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク 事務局

〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

E-mail: cont@tochigilink.org URL: <http://www.tochigilink.org> TEL/ FAX 028-678-8000